

## 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の対応について

## 1 傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被用者（※）が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。）に休みやすい環境を整備するため、傷病手当金を支給しています。国の基準に基づく場合、全額が財政支援の対象で、適用期間の終期は国内の感染状況から延長される場合があります。

## (1) 令和2年度の支給実績（令和3年3月31日時点）

支給件数 3件  
支給額 284,072円（支給日数合計：40日分、1日平均支給額：7,101円）

## (2) 傷病手当金の支給対象等

対象者	被用者（※）のうち、新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 (※) 被用者：個人事業主ではなく、他人に雇われている労働者のこと
支給対象日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
支給額	1日当たりの支給額（直近の継続した3月間の給与収入の合計÷就労日数×2/3） ×支給対象となる日数 （支給された給与等の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額分を支給する）
適用期間	令和2年1月1日～令和3年6月30日（入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

## 2 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡や重篤な傷病を負った場合、また、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯について、国民健康保険税を減免しています。令和2年度は、傷病手当金と同様に、減免した額の全額が国から財政支援されます。

なお、令和3年度は、国の財政支援が全額から、2割程度に縮小されますが、本市の新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度は、引き続き、同じ基準で実施を予定しています（県内全市が実施予定）。

## (1) 令和2年度の減免実績（令和3年3月31日時点）

減免件数 95件  
減免額 19,573,800円（1世帯平均減免額 206,040円）

## (2) 減免の要件

事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のいずれかが、前年度に比べて10分の3以上減少する見込みであること 他